

第6次春日井市障がい者総合福祉計画

1 計画策定の背景と趣旨

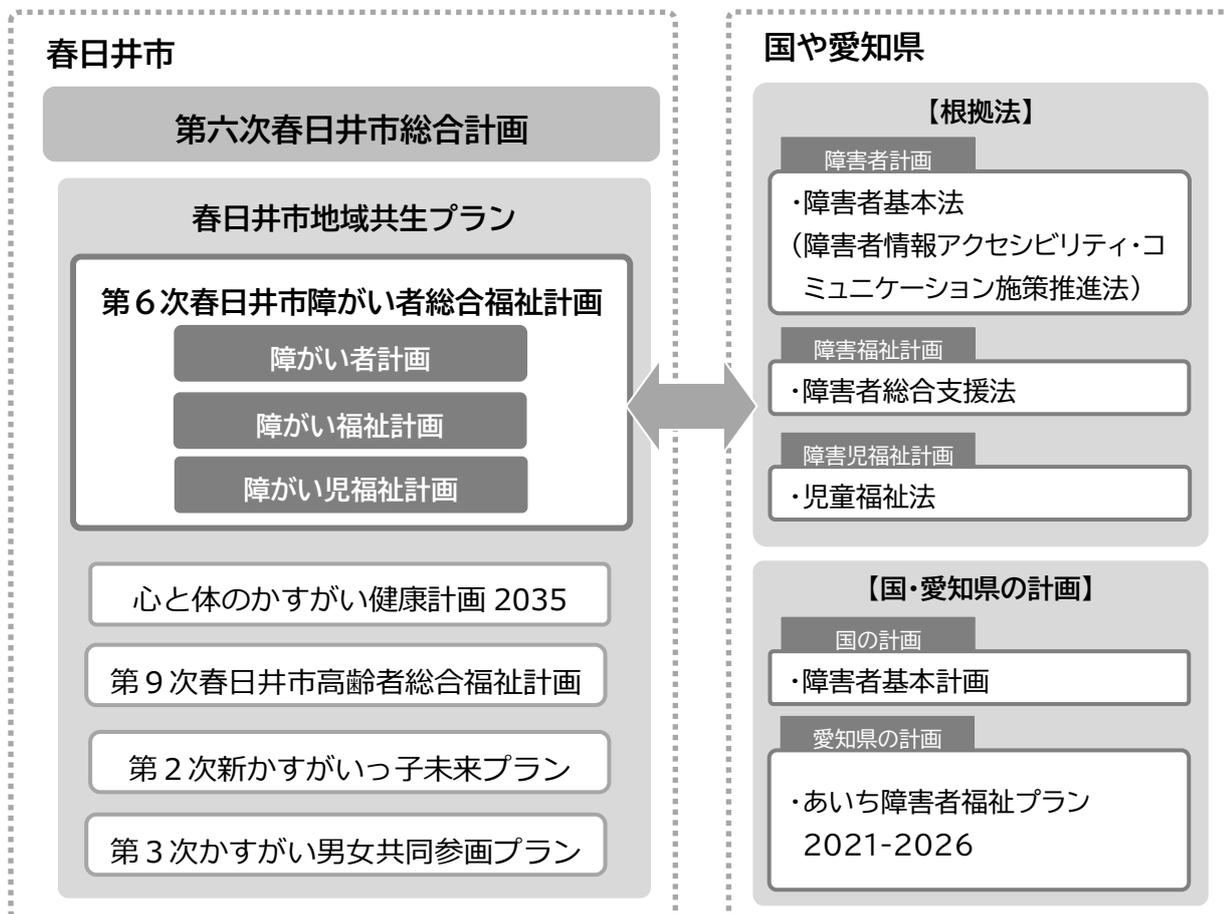
障がい福祉を取り巻く環境は、障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて大きく変化してきました。一方で複雑化・複合化する生活課題を抱えた世帯などへの支援といった地域課題が表面化し、より専門性を要する対応が求められるようになってきています。このような状況から、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため「第6次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ・期間

本計画は、「障害者基本法」に定める市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」に定める市町村障害福祉計画、「児童福祉法」に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

■計画の関連イメージ



3 基本理念

障がいのある人が安心して 自立・共生できるまちづくり

4 基本的視点

各分野に共通する横断的な考え方

障害者権利条約の 理念の尊重	社会のあらゆる 場面における アクセシビリティの向上	当事者本位の 総合的かつ 分野横断的な支援	障がい特性、 複合的困難等に 配慮した きめ細かい支援
-------------------	----------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------

5 重点目標

(1) 地域における生活支援の充実

障がいのある人やその家族が必要な時に必要な支援を地域で受けられるよう、地域の^{さまざま}様々な機関が連携した重層的・包括的な支援体制を整備します。

- ▶ 障がい福祉サービス及び支援員等の質的向上と専門的人材の育成・確保
- ▶ 重層的・包括的な支援体制の整備 等

(2) 障がい児支援の充実

発達障がいや重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする子どもなど、多様な状況にある子どもが個性を活かして、のびのびと成長できるよう支援します。また、すべてのライフステージで途切れない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関で連携を図ります。

- ▶ 医療的ケア児等への支援の充実
- ▶ 児童発達支援センターを中核とした支援体制の強化・拡充 等

(3) 障がいに対する理解の促進

障がいのある人が対面する、様々な社会的障壁の解消をめざして、障がいや、障がいのある人への理解の促進に努めます。また、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の普及・啓発に努めます。

- ▶ 障がい者の権利と差別解消に関する啓発 等

6 施策の体系

基本理念

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり

基本的視点

- ◆障害者権利条約の理念の尊重
- ◆社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ◆当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ◆障がい特性、複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

分野

- 1 生活支援
- 2 障がい児の支援
- 3 保健・医療
- 4 教育
- 5 文化芸術活動・スポーツ等
- 6 雇用・就業、経済的自立の支援
- 7 生活環境
- 8 情報アクセシビリティ
- 9 防災・防犯
- 10 差別の解消及び権利擁護の推進
- 11 行政サービス等における配慮

